

2026 年 8 月

会員各位

公益社団法人日本超音波医学会

理事長 北野 雅之

災害被災者の会費免除について

近年、全国各地で様々な災害が発生しております。甚大なる被害により被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

本会では、被災された会員を支援するため、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された地域（災害救助法適用地域）に在住し、被災され、「罹災証明書」の発行を受けた会員について、1 年分の会費を申請により免除することといたします。

申請は、担当理事(会員資格担当理事)が審査し、理事会の承認により会費の免除を決定いたします。

1 申請について

会費（当該年度分）について免除をご希望になる場合、「罹災証明証（写し）」（必須）を添付し、本会が定める所定の申請書により、3 の「申請期間について」に記載した所定の期日までに申請してください。

2 免除対象者の範囲について

年会費を免除する対象は、「災害救助法」が適用された地域（災害救助法適用地域）に 在住・被災され、「罹災証明書」の発行を受けた者といたします。災害救助法適用地域については、内閣府のホームページで公表されていますので、ご確認ください（[参考情報]を参照のこと）。

また、被災後に災害救助法適用地区に在住されていない会員についても、「罹災証明書」の発行を受けておられる場合には、免除対象といたします。

対象者の範囲について、ご不明な点があれば、本会事務局にご照会ください。

3 申請期間について

「災害救助法」が適用された地域に在住し、被災され、「罹災証明書」の発行を受けた場合については、申請期間は、災害救助法適用後 1 年以内といたします。

4 免除する会費の取扱について

既に当該年度の会費を納入頂いている場合には、次年度の会費に振替をいたします。

5 その他

免除対象者は、災害発生時の前年度までの会費が納入されている方に限ります。前年度の会費が未納になっている場合には、未納分をお支払い後に申請を受付いたします。

[参考情報] 災害救助法適用地域について

※災害救助法適用地域については、下記の内閣府防災情報のサイトに情報が掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujou/kyuujou_tekiyou.html

【照会・申請書類送付先】

公益社団法人日本超音波医学会事務局 会計係

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23-1 お茶の水センタービル 6F

e-mail :kaikei@jsum.or.jp